

2014年4月22日

学校教育法「改正」に反対する（声明）

法政大学教職員組合中央委員



今般の学校教育法「改正」案では「重要な事項を審議する」としている。現在の教授会の役割を「学長に意見を述べる」と改めている。

さらに、意見できるのは「学生の入学、卒業、修了、学位授与」についてか、「学長が必要と認めた場合」に限定している。

教授会を「諮問機関化」させることは、教員同士の意思疎通を困難にし、教育の質の低下を招きかねない。

一方、国立大学では教職員による学長選挙を否定し、学部長さえも学長の指名にすることが射程に置かれている。

この流れはいずれ私立大学にも波及してくることが十分想定される。

これは従来の大学運営を根本から覆すものであり、到底容認できない。また、学長の「独裁化」が進んだり、私立大学への補助金カットにつながったりすることを大いに懸念するものである。

法政大学教職員組合は、これらの動きに断固反対するものであり、法政大学の全ての構成員に対し、2014年4月7日付で11名の大学関係者が呼びかけ人となった「大学自治を否定する学校教育法改正に反対する緊急アピール」に署名されることを呼びかける。

また、学校法人法政大学理事会に対しては、日本私立大学連盟や日本私立大学団体連合会を通じ、文教関係の国会議員等に本「改正」案の徹底審議と廃案を要請するよう求める。

以上